

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2023年6月9日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 住 所 栃木県下都賀郡野木町大字野木137-2 氏 名 株式会社 不二家 野木工場 工場長 在原 耕一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0280-55-2131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 不二家 野木工場
事業場の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字野木137-2
計画期間	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食品製造業 パン・菓子製造業 [097]
②事業の規模	製造品出荷額 50億7427.0万円/年
③従業員数	271名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

## (第4面)

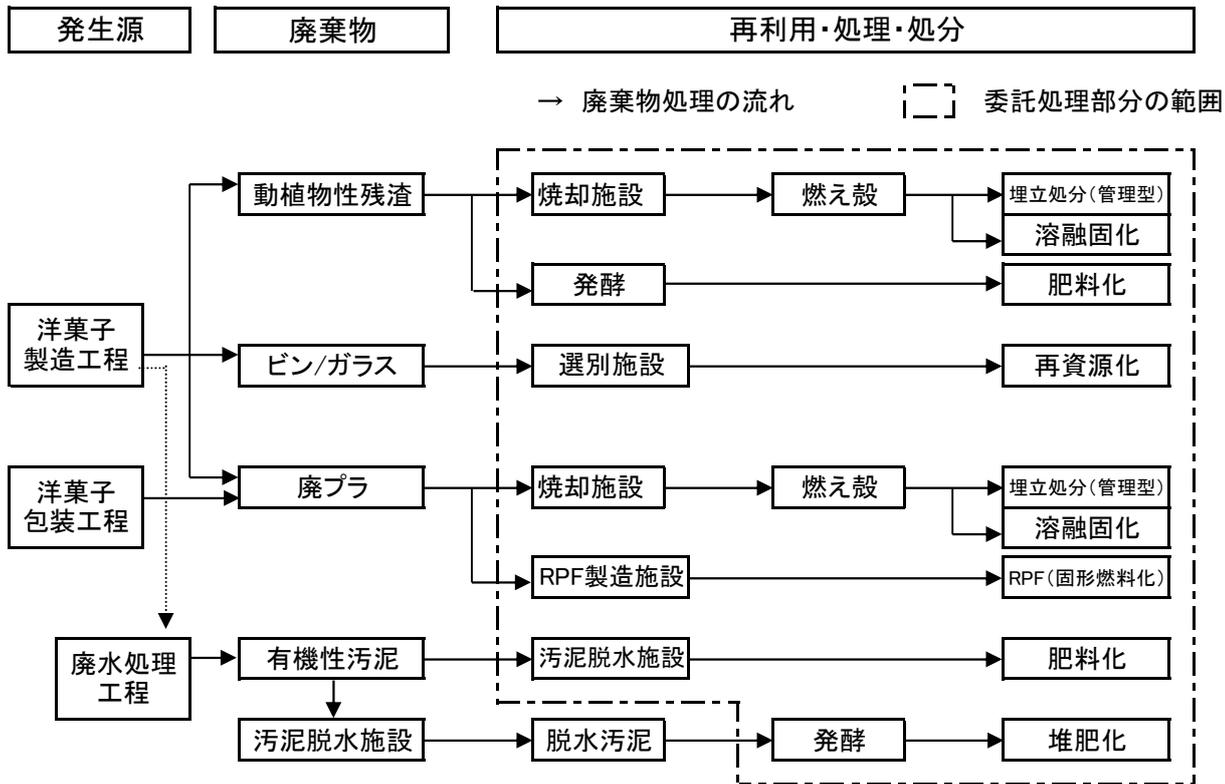
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理フロー図(現状)



別紙 2

〈産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項〉

管理体制図

管理組織	<p style="text-align: center;">工場長(統括責任者)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">総務・人事課 課長(処理責任者)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>製造課 製造課長</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>管理担当者</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>工務課 工務課長</p> <p>↓</p> <p>管理担当者</p> </div> </div>	
責任者の区分	職名	権限及び責任の範囲
産廃処理 統括責任者	工場長	統括的な産廃処理の把握
産廃処理 責任者	総務・人事 課長	行政の報告、記録の管理、業者の選定 搬出物の管理、及び作業指示
製造課	製造課長	製品ロスにおける再生利用の研究、製品ロス発生抑制の研究
施設管理者	工務課長	搬出物の管理、及び作業指示、廃水処理施設の維持管理、 施設の技術上の運転維持管理



## ＜産業廃棄物の排出の抑制に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
汚泥	各工程ごとの洗浄方法の工夫した。	—
動植物性残渣	—	生産方法の効率化による発生抑制する。
廃プラスチック類	—	生産方法の効率化による発生抑制する。
ガラスくず	—	—

## ＜産業廃棄物の分別に関する事項＞

	分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
汚泥	専用の保管場所に保管管理した。	定期的の確認を行い、分別の確実性を確認する。
動植物性残渣	専用の保管場所に保管管理した。	定期的の確認を行い、分別の確実性を確認する。
廃プラスチック類	残さ付着の有無及び単一素材の3種類に分別した。	有価取引できる廃プラスチックを調査する。
ガラスくず	ビンからキャップをはずした。	定期的の確認を行い、分別の確実性を確認する。

## ＜自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
汚泥	—	—
動植物性残渣	—	—
廃プラスチック類	—	—
ガラスくず	—	—

## ＜自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
汚泥	加圧浮上施設の設置による排出抑制。	—
動植物性残渣	—	—
廃プラスチック類	—	—
ガラスくず	—	—

## ＜自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
汚泥	—	—
動植物性残渣	—	—
廃プラスチック類	—	—
ガラスくず	—	—

## ＜産業廃棄物の処理の委託に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
汚泥	—	—
動植物性残渣	平成29年1月よりマカロン製品のロスを肥料化業者に委託。	—
廃プラスチック類	平成26年度に一部洗剤容器の再資源化取引を開始した。 2020年資源取引停止。	再資源化処理業者の調査する。
ガラスくず	瓶に関して、専ら物の取扱業者に委託を行い、再生・資源化する(委託契約 平成26年5月締結)。	—